四十三　危険物保安技術協会
四十四　独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）
四十五　独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構
四十六　独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）
四十七　預金保険機構
四十八　日本たばこ産業株式会社
四十九　日本電信電話株式会社
五十　北海道旅客鉄道株式会社
五十一　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）
五十二　四国旅客鉄道株式会社
五十三　九州旅客鉄道株式会社
五十四　日本貨物鉄道株式会社
五十五　日本私立学校振興・共済事業団
五十六　東日本電信電話株式会社
五十七　西日本電信電話株式会社
五十八　株式会社産業再生機構
五十九　独立行政法人農畜産業振興機構
六十　独立行政法人勤労者退職金共済機構
六十一　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）
六十二　独立行政法人福祉医療機構
六十三　独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
六十四　独立行政法人労働政策研究・研修機構
六十五　中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）
六十六　独立行政法人奄美群島振興開発基金
六十七　沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構
六十八　東日本高速道路株式会社
六十九　首都高速道路株式会社
七十　中日本高速道路株式会社
七十一　西日本高速道路株式会社
七十二　阪神高速道路株式会社
七十三　本州四国連絡高速道路株式会社
七十四　日本司法支援センター
七十五　独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）
七十六　地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）
七十七　地方競馬全国協会
七十八　全国健康保険協会
七十九　株式会社産業革新機構
八十　株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）
八十一　日本年金機構
八十二　漁船保険中央会
八十三　日本商工会議所
八十四　全国土地改良事業団体連合会
八十五　全国中小企業団体中央会
八十六　全国商工会連合会
八十七　高圧ガス保安協会
八十八　漁業共済組合連合会
八十九　軽自動車検査協会
九十　小型船舶検査機構
九十一　日本銀行
九十二　日本弁理士会
九十三　原子力発電環境整備機構
九十四　東京地下鉄株式会社
九十五　日本アルコール産業株式会社
九十六　株式会社商工組合中央金庫
九十七　輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
九十八　原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
九十九　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
百　株式会社国際協力銀行
百一　新関西国際空港株式会社
百二　株式会社農林漁業成長産業化支援機構
百三　株式会社民間資金等活用事業推進機構
百四　株式会社海外需要開拓支援機構
百五　地方公共団体情報システム機構
百六　株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
百七　広域的運営推進機関
百八　株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十条第一項中「（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）」及び「（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）」を削り、「長期組合員」の下に「（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。第四十三条第八項において同じ。）」を加え、「同項の」を「法第百四十条第一項の」に改め、同条第二項中「法第百四十条第二項に規定する継続長期組合員が同項第一号又は第二号」を「継続長期組合員が法第百四十条第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。